

## 地方独立行政法人長崎市立病院機構看護職員等処遇改善に伴う一時金支給に関する規程

令和4年3月18日

規程第15号

### (目的)

第1条 この規程は、看護職員等の処遇改善のため、地方独立行政法人長崎市立病院機構職員給与規程（平成24年4月1日規程第33号）及び地方独立行政法人長崎市立病院機構非常勤職員給与規程（平成24年4月1日規程第48号）の定めにかかわらず、特例として一時金を支給するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程で「職員」とは、地方独立行政法人長崎市立病院機構職員就業規程（平成24年4月1日規程第11号）第2条に規定する職員、地方独立行政法人長崎市立病院機構再任用職員就業規程（平成24年4月1日規程第12号）第2条第1号に規定する再任用職員、地方独立行政法人長崎市立病院機構任期付職員就業規程（平成24年4月1日規程第13号）第3条の規定により任期を定めて採用された職員及び地方独立行政法人長崎市立病院機構非常勤職員就業規程（平成24年4月1日規程第14号）4条の規定に基づき法人に採用された者をいう。

### (支給の対象)

第3条 一時金の支給対象は、令和4年3月1日に法人に在籍する職員のうち、令和4年2月1日以降、病院において次表に定める支給対象業務に従事した実績のある職員とする。

|        |  |
|--------|--|
| 支給対象業務 | 栄養士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、精神保健福祉士、臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、歯科衛生士、助産師、看護師、准看護師、医療ソーシャルワーカー、医師事務作業補助者、看護補助員 |
|--------|--|

### (支給対象期間)

第4条 支給の対象となる期間は、令和4年2月及び3月とする。

(支給額)

第5条 一時金の額は、職員1人につき、ひと月当たり3千円とする。

(委任)

第6条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、令和4年3月31日をもって、その効力を失う。